4. 奨学金制度等について

4-1. 入学支度金貸付制度

東京都私学財団入学支度金融資事業により、都内在住の保護者に対し、入学手続費用のうち200,000 円または 250,000 円を無利息で学校がお貸しする制度です。※詳細は p.21

4-2. 奨学金制度等

名　　称	種別	金　　額	概　　要
高等学校等 就学支援金制度※	給付	年額 118,800 ～ 396,000 円	基準を満たす場合、所得に応じて国からの支援金が授業料に充当されます。
東京都私立高等学校等 授業料軽減助成金※	給付	年額 59,400 ～ 356,200 円	都内在住を条件とし、所得に応じ東京都から授業料の一部が給付されます。
東京都私立高等学校等 奨学給付金	給付	年額 52,600 ～ 152,000 円	都内在住を条件とし、基準を満たす場合授業料以外の教育費助成として給付されます。
東京都育英資金	貸与	年額 420,000 円 （月額 35,000 円）	都内在住を条件とし、生徒本人へ無利子で貸付ます。他の貸与型奨学金と併用不可です。所得制限があります。
埼玉県高等学校等奨学金	貸与	年額 240,000 ～ 480,000 円 （月額 20,000 ～ 40,000 円）	埼玉県内在住を条件とし、生徒本人へ無利子で貸付ます。所得制限があります。
神奈川県高等学校奨学金	貸与	年額 120,000 ～ 600,000 円 （月額 10,000 ～ 50,000 円）	神奈川県内在住を条件とし、生徒本人へ無利子で貸付ます。所得制限があります。
比留間安治奨学金	給付	100,000 円（年 1 回）	本学園の制度です。成績優秀と認められた生徒に対して奨学金を給付します。
昭和第一学園後援会 奨学金	貸与	授業料相当額	在学中、家計に不慮の事態が生じた場合、授業料相当額をお貸しします。
昭和第一学園 授業料等減免制度	減免	授業料等の一部ないし全部	経済的理由で修学困難な生徒の授業料等を減免します。所得制限があります。
その他	―	―	川崎市奨学金・あしなが育英会等、学校を通じての募集があります。

※就学支援金と授業料軽減助成金は併用できますが、上限は本校年間授業料 460,000 円です